

財務諸表の社会的意義

植 野 郁 太

私はここに「財務諸表の社会的意義」という論題をかかげましたが、その内容は、財務諸表がどのような社会経済的背景のもとに作成・公示されるようになったかということをごく簡単に、歴史的にふりかえってみるとともに、現在の問題に少しふれてみることにあります。

さて今日の企業で体系的に、継続的に行なっている計算にはいろいろありますが、それは、(一)日常取引の簿記記録とそれを基礎資料とする年度決算、財務諸表の作成、すなわち会計、(二)製造工程における材料から仕掛品、製品への流れの勘定記録とそこに消費された材料費、労務費、その他の経費の製品単位当りへの集計を中心とする原価計算、(三)テラーの科学的管理法の手法による実現可能目標としての標準の設定、この標準実現のための諸活動の成果の記録、さらに標準と実際の差異分析により経営上の欠陥を指摘し、その後の経営により積極的に役立てようとする計算、すなわち管理会計、の三つの分野に大別されます。これらの諸計算制度の中核となり、しかももっとも包括的な計算は、(一)にあげた会計であります。

財務諸表の社会的意義（植野）

財務諸表の社会的意義(植野)

企業の諸取引の記録にあたって、勘定形式、より一般的に言えば複式簿記という特殊な計算と表示の技術が利用されていることは、周知のとおりですが、この複式簿記の原形が完成されたのはとうく一五世紀末、イタリーにおいてでありました。そういう昔の話は別として、ここに問題にしています財務諸表の作成・公示ということに限定してみました、それは一般に想像される以上に長い歴史をもっています。財務諸表の作成・公示をもたらした決定的要因は、日常の業務とは無関係な一般投資家が、自己の投資の安全と適正な利益分配、さらにいえば株主の独裁、専制的な経営を監視する意味で、決算の結果の公示を要求したことにあります。簿記記録をただ経営者や従業員の会計責任履行の証明、営業上の手段としてだけ考えている限りでは、財務諸表の作成と公示はありません。その先駆的なものはすでに一七世紀末にあらわれております。たとえば一六七三年のフランス商法典 (*Ordonnance de commerce*) には、商人に二年ごとに「すべての動産、不動産および債権債務の表」として財産目録の作成を命じていますが、それは「当時のフランス経済および財政政策の随伴現象として詐欺破産が非常に多く、しかもこれらの詐欺破産者は殆んど財産を隠匿したり、勝手にもちだしたりしたのであって、この不正を防止するために法をもって、財産目録の作成を強要した」と説明されております。

しかし近代的な財務諸表の公示、公示財務諸表の監査制度の成立に決定的な役割を果たしたのは、一九世紀におけるイギリス会社法の制定であります。イギリスでは一七世紀後半には外国貿易、植民地経営によって獲得された莫大な富をもとに企業熱もさかんでありますが、一八世紀にはいり、とくに一七一年南アメリカにおける貿易その他の独占権をえて設立された南海会社 (*The South Sea Company*) の一時的成功とそれにひきつづく海運、造船、鉱工業の各分野での会社の乱立による異常な投機熱は、当時の経済基盤とは不相応のものであります。その反動が一七二〇年に現われ、会社は次々と倒産し、その影響は大陸各国にもおよび、経済史上初の国際的恐慌が

おこりました。これが有名な南海泡沫事件 (South Sea Bubble) ですが、これを契機として、政府は泡沫会社取締条令を公布し、国王の勅許状による会社、国会の特別法による会社以外には、一般民間の会社設立を禁止しました。その結果、民間では個人組織かごく親しいものの少数の集団である組合組織による企業しかできなくなりました。しかしその後の経済の発展は目覚ましく、とくに一八世紀後半から一九世紀前半にかけての産業革命によって、生産は工場制機械生産中心となり、企業規模の拡大と資金需要の増大は会社形態の採用を必然的なものとした。また経済思想としても自由主義、レッセ・フェール (laissez-faire) が支配的となりました。このような経済事情の推移におされて、一八二五年には、先の泡沫会社取締条令は廃止され、四四年には会社登記法が公布されました。この法律は特許主義をすて、準則主義による会社設立を全面的に認めたものですが、その際に取締役に対して会計帳簿の保管と「完全にして真実な貸借対照表」(full and true balance sheet) の作成とそれの株主および登記吏への送付を命じ、また年次総会で監査役を選任して、貸借対照表の監査を行なわせることにしました。四五年には「有限責任法」が施行され、これらの法規を整理、総括して、一八六二年には総合的な株式会社法が公布されました。このような一連の会社法制定の動きは、ドイツの一八六二年の会社法をはじめ、大陸諸国の立法にも大きな影響を与えました。もともと実社会の要求に応じて生れた法の規定がさらにそれ自体の強制力によって実務を指導し、財務諸表の作成・公示に大きな力となったことはみのがせない事実であります。

二

次に、わが国の会計制度にもっとも大きな影響を及ぼしたアメリカの事情にふれてみましょう。アメリカの会計ははじめはまったくイギリスの支配下にありました。アメリカは一九世紀になってから、産業革命の洗礼をうけ、

財務諸表の社会的意義 (植野)

財務諸表の社会的意義（植野）

五〇年代以降の西部開拓運動、南北戦争を契機にいつそう経済発展をはやめました。しかし会計上注目されることは、一八八〇年頃から多額のイギリス資本をアメリカに導入するにあたり、投資家の信用を確保するために会社が必要としてイギリス会計士の監査をうけたことです。その機会にイギリスの会計士が渡米、帰化し、イギリス式会計制度をアメリカにもちこみましたが、なお次のような事情から次第にアメリカに特殊なものを形成したのであります。

(一)一八九五年からの一〇年間は、とくに会社の合併がさかんであり、会計士が当該会社の会計の審査にあたったこととです。この場合の利害関係者の中心はイギリスの監査のように株主ではなく、合併についての満足な計画の立案に関心をもつ人々でありました。またかれらは、合併の段階でもっとも重要な考慮を要するそれぞれの会社の財務諸表の信頼性の確保には勘定の全般的な試査、貸借対照表の重要項目の検証で十分だと考えていたわけで、そこにイギリス式の精細監査とはちがった貸借対照表監査がうまれてきました。

(二)また会社の経営者は経営政策の決定に必要な多くの情報が会社の財務諸表からえられることに着目し、その目的にそのような財務諸表の監査を、会社の合併後もひきつづき、定期的に会計士にさせていました。それは今日内部監査といわれているものの先駆をなすと説明されております。

(三)一八六〇年代の南北戦争、七〇年代の不況の結果として、アメリカでは商業信用について、売手は現金割引の条件を提示して、代金の早期回収を計り、これに応じて、買手はもよりの銀行から約束手形によって短期資金を借入れ、支払うということが一般化しました。すなわち単名手形による融資です。しかも九〇年代になると貸付先と直接的な、個人的な接触をもつ小規模銀行だけでは不十分となり、より大きな銀行もできてきました。そこでは貸付先との個人的なつながりではなく、より一般的な貸付先の信用調査が必要となり、その目的のために貸借対

照表が利用されることが多くなりました。このために、銀行は信用調査目的に適合した表示形式による貸借対照表を要求し、銀行協会で貸借対照表の表示の統一化を計ったりしました。また貸借対照表に紛飾があつては信用調査結果も不正確になるという次第で、会計士の監査証明のあるものを優先的に取扱うように銀行間で申合をした例もあります。また銀行にとつては短期貸付先としての得意先の優劣、満期日の返済の確保が最大の関心事ですから、貸借対照表を検討するときにも、その全項目というより流動資産と流動負債の比較、とくに前者が後者を超過する額としての運転資金の安全限度に注意が集中されました。貸借対照表の配列で固定性配列法に対して流動性配列法が支配的となつたのもその影響と考えられます。今日もっとも一般的に行なわれている財務諸表の比率分析ももとは上述のような銀行の信用調査目的のための財務諸表の利用からはじまり、それが次第に経営目的のために拡大利用されていったものですし、流動比率をとくに重視するのも、その当時の銀行の考え方を反映しているといえます。

ところでアメリカの会計にとつて画期的な事件は一九二九年のニューヨーク株式市場における株価の暴落に端をはつた経済恐慌とそれにつづく世界的不況であります。第一次世界大戦後の好景気のもとで、会社の増資はあいつぎ、また土地などの固定資産の評価益の計上、それをうらづけとする利益配当、無償増資もさかに行なわれましたが、ひとたび大恐慌がおこり、未曾有の不景気にみまわれてみると、そこで直接大きな被害をこうむつたのは一般投資家大衆でした。資金を貸付けている債権者は担保をとり、また強力に債務の返済を請求するみちがいろいろとこうじられますが、株主にはそのような救済手段はありません。利益がなければ配当もえられませんし、また株価がさがれば容易にそれを手ばなそうにも相手がみつかりません。会社が欠損をつづければ株式の価格はゼロに等しくなり、その損失はもろに株主の負担となります。しかも当時のアメリカでは、会社の長期資金は株式等の有価

財務諸表の社会的意義(植野)

証券の発行によることが多く、銀行への依存度は低下してしまいましたから、証券市場の混乱を一日もはやく收拾し、正常な状態にもどすことが緊急を要する問題となりました。そこでルーズベルト大統領のニューディール政策の一環として、三三年に連邦証券法、三四年に連邦証券取引所法が公布され、それによって証券取引委員会が設置され、株式を取引所に上場する会社は、この委員会に登録すること、また同委員会に提出する財務諸表等は所定の形式により、さらにそれには会計士の監査証明を添付することになりました。

会計制度の整備と平行して、それに関する議論も活発になり、従来みられなかった新しい方向が打出されてきました。なによりもまず第一に、従来の銀行等による信用調査目的のかけにかけ、とかくおろそかにされがちであった一般投資家の保護の要請が表面にでてきました。今日よく耳にします会社経営から次第に遊離していく不在株主の存在を前提として説明される「所有と経営の分離」、さらにまた企業の社会性、公共性の強調は、すでにこの頃さかんに論議されてきました。またこのことと関連して、財務諸表についても貸借対照表をつうじての会社の債務返済能力の判定よりは、損益計算書による企業の収益力の判定を重視する風潮もでてきました。会社の真の信用の基礎は会社所有の財産にあるのではなく、収益力にある、会社は財産をもって債務を返済するのではなく、借入れた資本の利用によって獲得した収益ないし利益をもって返済するのだと説明されたのもこの当時のことですが、それらはいづれも会社財産に対して直接的な財産請求権をもたない株主の立場を強く意識しての議論であるということができます。

また会計士の監査証明についても、会計士はなにを証明するのか、証明に対する責任の限度はどこにもとめられるかが真剣に検討されました。会社が破産して株主に多大の損害を与えたときに、株主が自分はその会社の財務諸表に対する会計士の監査証明を信頼して投資したのだということで、その会計士に損害賠償を請求するようなこと

になつては会計士としてはたまたまものではありません。そこで会計士は監査した会社の会計処理が一般に是認された会計原則にしたがつてなされておき、その限りにおいて、その財務諸表は營業の収益力、財務状態を正しく示しているものと考えるところの証明をするのだということになりましたし、会計士協会は証券取引委員会と緊密に連絡、協議しながら「一般に是認された会計原則」という旗印のもとに、それまでの多くの会計処理方法について、その選択の範囲を限定し、よりすぐれた会計実践を確立するといういわば短期的な時代の要請に対処したのであります。このような経過により、アメリカの会計制度、さらに会計実践は急速に改善されました。ここ四、五年、アメリカでは財務諸表の経営政策決定のための資料としての価値をよりいっそうたかめ、また他方、外部に公示するにあつても、部外者がより詳細に会社の実情を判定できるようにとのことで、あらたな飛躍を試み、その成果を次々と発表していますが、これらについての説明はここには割愛いたします。

三

さてわが国の会計制度の發展をみますと、複式簿記の技術は明治維新の文明開化とともに早速導入されました。明治五年にはイギリス人シャンド氏の講述による「銀行簿記精法」が大蔵省から出されていますし、六年には福沢諭吉翁がブライアンとストラットンの簿記解説書を訳して「帳合之法」を出しています。この本の表紙には「筆端能く一世ヲ経緯シ、努力以テ天下ヲ富実ス」とあります。それからずっとあと大正七年には日本会計学会が設立され、機関紙「会計」が発刊されており、会計の理論的研究への着手もけつして外国におくられてはいません。また職業会計人を律する計理士法が昭和二年に公布されています。しかし実務的にみると、会計の發展はまことに遅々たるものでした。たとえば昭和九年（一九三四年）商工省臨時産業合理局の財務管理委員会から発表された財務諸表

財務諸表の社会的意義（植野）

財務諸表の社会的意義(植野)

準則の序文には「世上行なわるる財務諸表は千種万態其の掃一する所を知らず或いは簡略粗笨に失し或いは糊塗紛飾に流れ、其の内容の真相を把握することを得ざる底のもの少なからず」といつています。この準則の発表された当時は世界恐慌につづく底なしの不況下に産業合理化運動がはなやかであったときで、会計の重要性を指摘し、その改善の方向を指示したこの準則の啓発的、指導的役割は高く評価されます。ついで戦時体制下には企業統制の一手段として会計の意義が強調され、昭和十五年(一九四〇年)の陸、海軍の軍需品工場事業場検査令にもとづく財務諸表準則、さらに翌一六年には企画院の製造工業財務諸表準則草案が発表されています。

戦後、事情は一変しました。敗戦によってわが国経済は完全に崩壊し、なすところなく、茫然自失の態でしたが、二二年には会社経理応急措置法と企業再建整備法によって、会社経理は新発足しました。その後インフレの昂進のうちにも生産力は次第に回復し、とくに朝鮮動乱のブームにのって生産力は一段と上昇、ようやく経済安定化のきざしのみえた二五年には、固定資産の再評価により、計算尺度としての貨幣価値の暴落からくる会計計算の崩壊をふせぎ経理内容の整備の手がうたれております。それに前後して、会計制度自体にも一大斧鉞が加えられました。すなわちアメリカ軍中心の占領下に、経済再建のためにはアメリカ資本の導入は不可避だとされ、その受入準備の一環として、会計制度のアメリカ化を強力におしすすめることの必要が関係各方面に痛感され、そのための手がつきつきに打れました。

会計処理方法の改善の基底となったのは、二四年の経済安定本部の企業会計制度対策調査会から中間報告として発表された企業会計原則・財務諸表準則です。その方向は二三年にGHQ経済科学局から出された「製造会社及ビ商事会社ノ財務諸表作製ノタメノ指示書」によってきめられていたといえますし、この原則の立案には、もちろんわが国の慣習も十分に考慮されたでしょうが、より直接には、アメリカ公認会計士協会から発表されていたサンダ

ース・ハットフィールド・ムーアの「会計原則一覽」が手本にされていることは周知のとおりです。

証券取引法による監査制度は戦後の会計制度の発展のきめてとなったものですが、それは文字どおり、先にもふれました。一九三〇年代以降のアメリカ監査制度にならったものです。五千万円以上の有価証券の募集または売出する場合に必要な有価証券届出書（同法四条、五条）、および右のようにして、有価証券を発行している会社が事業年度ごとに大蔵大臣に提出する有価証券報告書（同法二四條）のなかの貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類には、その者と特別の利害関係のない公認会計士の監査証明をつけるように規定しました（同法一九三條、一九三條の二）。このような法定監査制度の採用ははじめてのことであり、いっきよに実施することは不可能で、約六年間にわたる漸進的な準備期間をへて、ようやく三二年から正規の財務諸表監査が実施されました。

証券取引法による監査と平行して、職業会計人の制度も根本的に改善されました。二三年にはすでに近い将来に予想される証取監査を担当するにふさわしい会計人の養成をめざし、公認会計士法が公布され、完全な国家試験制が採用され、証取監査は公認会計士の独占的業務と規定しました。また二六年には税理士法が公布され、やはり国家試験制を採用、これに合格し、登録した税理士でなくては、税務の代理や相談の業務に従事できないことにし、ここに法定監査は公認会計士、税務は税理士という二本建の制度を確立しました。（もともと公認会計士は無試験で税理士に登録できるわけです。） ついでながら、戦時中であつた税務代理士から税理士への移行は比較的簡単に、スムーズにはこびましたが、計理士から公認会計士への移行は試験制度が堅持され、そのため種々の曲折もありましたが、これも現在施行中の特例試験を最後にして、四二年からは、なじみふかかつた計理士の名は完全に解消することになっています。

次に税法の分野が会計の発展に大きな力となつていくこともみのがせません。とくに青色申告制の採用は画期的

財務諸表の社会的意義(植野)

なものであったといえます。これは法定の帳簿をそなえ、複式簿記の原則にしたがい、整然かつ明瞭に記帳し、その記録にもとづいて決算を行なっている者は青色の申告書によって申告でき、青色申告をしているものには課税上の種々の特典を与えようというもので、そのねらいは複式簿記による記帳の徹底・普及と、適正な決算の実施の奨励にあったといえますし、それらと関連して、従来当局の内規として秘密にされていた取扱通達が公表されるようになったことも重要な意味をもっております。本稿と直接関係がないため、それらの詳細は割愛しますが、税法規定が会計実践におよぼす影響の重大さはとくにいろいろと指摘されていることで、この方面の整備は会計の発達にとてもよろこばしいことです。

ところで最近のもっとも重要なことから、三七年の商法改正で株式会社の計算の規定が大幅に修正、体系化されるとともに、さらに翌三八年に会社が定時総会に提出すべき貸借対照表および損益計算書の記載方法を規定した「株式会社の貸借対照表および損益計算書に関する規則」(一般に商法計算書類規則とよんでいる)を公布したことであります。改正商法のとる計算的立場をどのように判定するかは人により意見がわかれています。そこには損益計算法への接近が目立っていることは事実ですが、私はやはり商法は財産計算法的立場を貫いているが、それは非近代的な伝統的な財産計算のわくにとじこめることなく、配当可能利益というものを中核にして新しい財産計算法的会計構造を打出しているものと解釈しております。配当可能利益の決定にはまず一定期日における資産と負債の正確な計算さらに差額としての純資産額の適正な算定が必要です。このため各資産に対しては各客体別に評価の原則を規定していますが、そこには取得原価主義が基本となり、それから棚卸資産や有価証券については市価の下落による評価減、固定資産には減価償却額の控除、債権については回収不能の見積額の控除を要求しております。具体的財産価値をもたない繰延資産については、その範囲と繰延期間の限度を明示しております。負債については会

社の債務としての確定性を重視した規定になっています。商法により当期純利益が課税見込額控除後のものとされるようになったのも、その債務としての確定性を重視したからです。また資本の部を企業会計原則とはちがって、資本金、法定準備金、剰余金に区別したのも配当可能利益額を明示するためのものといえます。商法は配当可能利益の適正な計算とその明瞭な表示によって債権者と株主の保護を同時に達成しようとしているものと考えられます。財産計算法がもともと債権者保護から出発したものであることはいうまでもありません。配当可能利益の限度を明確に規定し、資本のくいつぶしの防止、さらに資産内容の充実を計ることは債権者保護だけでなく、株主の保護にも役立つわけですが、改正商法はこの程度に止まっています。はじめて損益計算書に関する規定を設け、その経常損益の部においては企業会計原則の主張をとりいれ、収益力の把握を重視する最近の傾向に順応しながら、なお合理的に各期間に発生した税引後の配当可能利益の計算表示をさせるとともに、当期純利益に前期繰越利益を加えて、当期の未処分利益とし、利益処分の対象となるべき金額を表示するよう規定している点、まったく一般会計的には特異なものです。そのうえなお、不当な費用の計上によって配当可能利益を隠蔽する結果ともなりかねない引当金の設定、一度設定された引当金の目的外の取崩、さらに任意積立金の目的にしたがう取崩は、財務諸表に明示させるよう規定し、会計処理面での会社の独断専行に対し、株主が積極的に発言し、監視して自己の權益を守るようにし、株主保護の目的にも十分に対処しようとしているわけです。とにかく、商法の改正により、従来とかく会計的には軽視していた側面をいろいろと考慮するようにしむけている点、とくに重視されます。

四

いままでみてきましたように、財務諸表の作成・公示は常に法の規定のもとにあります。会社が文字どおり自己

財務諸表の社会的意義(植野)

財務諸表の社会的意義（植野）

の自由裁量によって財務諸表を作成し、またそれを会社内だけで利用するにすぎないならば、それが法の規定の対象となることはないでしょう。それが法の規律のもとにあるという事実のうちに、財務諸表の作成・公示がひとつの社会制度であり、その社会的意義に対する一般の認識がよく示されております。

財務諸表は企業の内容を全体的にしかも総合的に示しうる唯一の手段です。日常企業と接触をもたないものももちろんのこと、現にそこに働いているものでも、会社経営の概要を知るには財務諸表を利用するよりほかに方法はありません。われわれが直接見聞しうるものは企業の外観だけです。いろいろの文書や統計表の検討をつうじて知りうるものは企業活動の断片的な、特殊な側面です。これとても企業が大規模化すれば、すべてを直接見聞し、尨大な書面に眼をとらすことは不可能です。しかも会社が大規模になればなるほど、その利害関係者は多くなり、これらの利害は錯綜してきます。そしてかれらが会社の実体を把握しようとすれば、どうしても財務諸表により大きく依存するようになります。しかも利害関係者が必要に応じ、その都度財務諸表を請求するというのでは面倒でもあり、また企業の側でも個々にこのような請求に応じられるものではありません。ここに財務諸表の公示の制度が採用された理由が見出されます。財務諸表を公示するからには、それが真実のものでなくてはならないことはいうまでもありません。紛飾された虚偽の財務諸表を公示されたのでは、部外者はその真偽のほどをたしかめる手段をもたず、その財務諸表を信頼し、それにより会社の内容を判断するものに大きな損害をあたえる危険を多分にふくんでおります。この意味において虚偽の財務諸表の公示は無意味であるばかりでなく、罪悪だといつてよいでしょう。

ところで財務諸表の利用目的にはいろいろのものが考えられます。商法上からみれば、毎期の利益配当の合法性の確認が第一にあげられましょう。また企業内では財務政策その他の資料としての利用があげられます。それをさ

らにひろく利害関係者からみれば、たとえば銀行や取引先は信用調査の手段として、一般投資家は投資先の選択のため、また投資結果の適否の判断資料として、政府当局は課税目的のため、また企業の業務監督や、価格や料金融制目的のために利用します。最近では会社従業員立場からは賃金給料の適正度の判断のためなどに利用します。以上のようなそれぞれの目的にあうよう財務諸表の表示形式、その詳細の度合には相違があっても、その内容について、いくつものちがった財務諸表があるはずはなく、一つの会社のある年度の財務諸表はただ一つであるべきが当然です。またその財務諸表は真実のものでなくてはなりません、会計計算には主観的判断の介入する余地が多いために、算術的な意味での真実をもとめることは不可能です。そこで財務諸表の真実性とはなにかが問題とされます。この点について、法の観点からは合法的であることが、真実性の第一の条件となりますが、より一般的に、実質的には、それが一般に是認された会計原則によって計算され、分類され、適正に表示されていることを条件としております。

財務諸表の単一性、真実性はりくつとしては当然のことですが、現実はその簡単ではありません。人間はとかく外面をかざりたいものです。とくに自分に弱点があり、それを知られることが将来なにかと都合が悪いときには、どうしても弱点をかくしたいものです。弱点を弱点として発表するには相当の勇気がいります。同様のことが会社の決算、財務諸表の作成にもみられます。会社の経営が順調にいかないときには、とかくそれをかくし、偽りの決算が行なわれがちです。また財務諸表も相手次第で、たとえば対税務当局用、銀行用、その他といくつかのちがった内容のものを準備したりしております。また紛飾決算の実状についてもっとも適切な例として、今年三月決算を迎えた東京証券取引所の上場会社一、〇九一社についての公認会計士の監査報告は次のようになっていきます。

「適正」

五八七社

五三・八〇

財務諸表の社会的意義(植野)

財務諸表の社会的意義(植野)

「おおむね適正」	四五八社	四二・〇%
「意見差控」	一五社	一・四%
「不適正」	三二社	二・八%

「意見差控」「不適正」は公認会計士がその決算が正しくないとの意見を公的に表明しているわけで、そのようなものが四六社もあり、それらがそのまま提出されていることはまことにいかんなことです。しかしこれらは表面にでたものだけです。「おおむね適正」というものにも若干虚偽のにおいはします。まして監査外のものまで拡大すると紛飾決算は相当あるといえます。

真実の決算に対する法的一般的な規制として、商法はその総則で「商人ハ帳簿ヲ備ヘ之ニ日ノ取引其ノ他財産ニ影響ヲ及スベキ一切ノ事項ヲ整然且明瞭に記載スル」(三三三條)とともに、「商人ハ開業ノ時及毎年一回一定ノ時期ニ於テ動産、不動産、債権、債務其ノ他ノ財産ノ総目録及貸方借方ノ対照表ヲ作ルコト」を要求しております(三三三條)。そして株式会社に対しては、取締役は財産目録、貸借対照表、営業報告書、損益計算ならびに準備金および利益または建設利息の配当に関する議案を作成し、定時総会の会日から二週間前に監査役に提出し(二八一条)、監査役は取締役から計算書類の提出を受けたときにはその調査をして、報告書を作成し、株主総会にその意見を報告することになっています(二七五條)、代表取締役は定時総会の会日の一週間前から計算書類および監査役の報告書を本店に備え株主および債権者の閲覧に供し、また謄本、抄本の交付のものとみに応ずるよう規定しています(二八二條)。そして計算書類は株主総会の承認をえて確定することになります(二八三條一項)、承認をえたらただちに貸借対照表を公告することを要求しています(二八三條二項)。また取締役が決算をいつわり、違法な配当をしたときには、取締役の賠償責任(二六六條)、債権者の返済請求権(二九〇條二項)を定めております。

右のような決算確定までの経過をみると、監査役の会計監査に重要な機能がかせられています。それに多くのことを期待できないのが現状です。それはまず監査役が会社の内部機関であり、しかも取締役と監査役の両者の現実的な力関係で、監査役が隸属的になりやすいことです。また他方では監査役が常に会計監査をするための知識、技能を十分にもちあわせていないことが指摘されます。それには会計の専門家を補助者として利用すること、また公認会計士等の資格をもつことを監査役の条件にすることなどが考えられています。この点については、すでに一世紀も前に、イギリス会社法で監査役の会計監査を規定したときに、会計士を監査の補助者として採用し、また会計士が監査役となる例が多かったことが想いおこされます。これらはなにも法の強制によって実現されるべきことではなく、会社の自主的判断に、ないしその良識にまっすべき点が多いと考えられます。会計監査をその責務としながらそれについての知識をもたないものを監査役にしておくこと自体がおかしいことですし、会計監査そのものを軽視している証拠だといえます。

ところで、紛飾決算の結果がとくに社会的問題としてとりあげられるのは、大規模企業、株式会社などを取引所に上場している会社でしょうし、そこではまさに公認会計士による監査証明がさいごのきめてとなります。山陽特殊製鋼の更正法適用をひとつのピークとして紛飾決算、会計士の監査のありかたがいろいろと問題とされています。これに関連して、監督官庁である大蔵省証券局は有価証券届出書および有価証券報告書の審査方法について、改善策を指示しています。(四〇年九月証券局企業財務課「有価証券届出書および有価証券報告書の当面の審査事務について」参照。) その要点は次のとおりです。

(一)有価証券届出書の審査では、従来からの草案審査を廢止することです。それは草案審査ではとかく表示形式等が中心になりやすく、しかも会社は草案審査によりかかり、それさえすめばよいということで公認会計士の意見、

その知識の活用にかけるうらみがありました。草案審査の中止はこのような一般の疑義をなくすることをねらったものといえます。

(二)有価証券報告書の審査では、(a)公表された法人税申告所得との差が著るしい会社、(b)情報などにより粉飾の可能性が認められる会社、(c)監査報告書に「不適正」または「意見差控」の意見表明がなされている会社、を対象とした重点審査をし、報告書に不備のあるものには訂正報告書を出させるようにすることです。

(三)監査報告書のとりまとめ公表では、とくに公認会計士の「不適正」または「意見差控」となった会社の監査報告書を取りまとめその内容(指摘事項等)を公表して、いっそう投資家保護の実をあげ、近い将来に「不適正」や「意見差控」の意見表明がなされている報告書が皆無になるようにすることです。

(四)公認会計士が監査証明業務を行なうにあたり、一部の会社の不当の圧力に屈したり、自ら信用を失墜したりしたときには、懲戒処分(戒告、一年以内の業務停止、登録の抹消)にしたり、また一年以内は当該公認会計士の監査証明に係るものを受理しないという財務書類不受理、その他の行政指導を行なうことにしています。

右のようないろいろの制度的改善ももちろん重要ですが、終局的な解決は、会社経営者の自覚にまっほかありません。この点について問題になるのは、会社は必要資金の調達のみちが維持されている限り、少々の赤字をだしてもつぶれることはない、必要資金がどこまでつくかが会社の運命を左右する、したがって資金調達は有利にし、確保するためには、ときに粉飾をして業績をよくみせること、少々の無理をしても、当面の配当を維持するために必要な利益を計上することも許されてよいとの考え方が強く残っていることです。しかしこのような誤った考え方を払拭することがなによりもまず必要です。資金さえつづけばという考えは、さしあたり業績不振でもいづれは需要の増大などによってりっばにたちなおる可能性が十分あることを想定してのことでしょう。戦後の企業は銀行そ

の他からの借入を主な財源とする設備の近代化、さらに拡張によって大きく飛躍してきたことは事実です。しかし今後いつまでこうした状態がつづくものか誰も断定的なことはいえないでしょう。現に多くの企業は過剰設備に苦しんでいます。このようなときに将来の需要増大を夢みて、現在の不振を一時的なものとして、決算の粉飾をするとは許されません。会計理論はふるくから保守主義の原則を、会計上の重要な教義として常に提唱してきました。それは決算にあたっての楽観主義をいましめ、楽観的になされるよりも、悲観的な考え方のほうがすぐれていることを強調するものです。会計上の保守主義の原則の非論理性に対する批判もなかなかきびしいものがありますが、それはなにも楽観主義を是認するものではありません。私たちは保守主義の原則の真義をこの機会にもう一度よく吟味するとともに、さらにさかのぼって、財務諸表の果すべき機能、その社会制度的意義をくりかえし十分に反省してみる必要があると思います。

(この論文は関西大学創立八〇周年記念講演会で発表したものに若干の修正・加筆をしたものである。)